



新座市訓令第 1 号

本 庁

新座市物価高騰対策臨時給付金室設置規程を廃止する等の訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

新座市長 並 木 傑



新座市物価高騰対策臨時給付金室設置規程を廃止する等の訓令

(新座市物価高騰対策臨時給付金室設置規程の廃止)

第 1 条 新座市物価高騰対策臨時給付金室設置規程 (令和 6 年新座市訓令第 1 号) は、廃止する。

(新座市文書規程の一部改正)

第 2 条 新座市文書規程 (昭和 5 7 年新座市訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 (第 2 7 条関係)	別表第 1 (第 2 7 条関係)
課の文書記号	課の文書記号
課名	課名
[略]	[略]
障がい者福祉センター	障がい者福祉センター
障セ	障セ
[略]	物価高騰対策臨時給付金室
	臨
	[略]

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。